

新組織の構造・機能に関する法制度等の概要について

1. 「審議会等」について

- 国家行政組織法上の「審議会等」については、一般に、その位置付け・審議内容によって、以下の2つの類型に分類される。

<『中央省庁等改革の推進に関する方針』(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)>

審議会等 (国家行政組織法第8条)

- 各省(又は各省の外局)に置かれ、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験者等の合議により処理することが適切な事務をつかさどる合議制の機関

(1) 基本的政策型審議会

- ・ 行政の企画・立法過程における法案作成につながる事項などの基本的な政策を中心に審議。

(2) 法施行型審議会

- ・ 行政の執行過程における具体的な計画や基準の作成、不服審査、行政処分等に係る事項を審議。

(参考) 「懇談会等行政運営上の会合」について

- 審議会等とは異なり、行政運営上の意見聴取、懇談等の場として性格付けられるものであり、大臣等が行政機関職員以外の有識者等の参集を求め、同一名称の下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めることを予定しているもの。

II. 審議機関の議決と行政機関の長の決定権の関係について

1. 「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」最終とりまとめ

第2-1 公的年金の運営主体について（抜粋）

(2) 組織の機能の在り方

○ 新組織の長が、以下に掲げる重要事項を決定するに際しては、年金運営会議の議を経なければならないこととする。そのほか、年金運営会議として、逐次、その議に付すことが必要と判断した事項について審議する。

- ・ 運営の基本方針
- ・ 人事政策の基本方針
- ・ 事業計画の策定
- ・ 事業報告の策定
- ・ 予算の概算要求
- ・ 一定額以上の予算執行 等

2. 審議機関の議決と行政機関の長の決定権に関する法令用語について

○ 法令上、審議機関の議決と行政機関の長の決定権の関係を規定する代表的な用語については、それぞれ審議機関の議決が持つ拘束力に関し、一般的に、以下のように解されている。

法令上の用語	議決の拘束力	
「議決(決議)を経て」 「議により」	法的な拘束力あり	
「議に基づいて」 「議を経て」	法的な拘束力なし	比較的拘束力が強い
「議に付し」		比較的拘束力が弱い

それぞれの法令用語を用いた立法例について

(参考)

①「議決を経て」

＜立法例＞ 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成14年法律第161号）
（宇宙開発に関する長期的な計画）

第十九条 主務大臣は、中期目標（略）を定め、又は変更するに当たっては、宇宙開発委員会の議決を経て主務大臣が定める宇宙開発に関する長期的な計画に基づかなければならない。

②「議により」

＜立法例＞ 中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）
（教育科学技術省の編成方針）

第二十六条 教育科学技術省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一・二（略）

三 総合科学技術会議の議により策定される科学技術に関する基本方針を踏まえ、研究開発に関する具体的な計画を策定し、その推進を図るとともに、これに基づく関係府省の間の調整を行うこと。

③「議に基づいて」

＜立法例＞ 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）
（任期）

第七条 学長及び部局長の任期については、評議会の議に基づき学長が定める。

④「議を経て」

＜立法例＞ 健康保険法（大正11年法律第70号）
（保険料率）

第一百六十条 政府が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、千分の八十二とする。

2～6（略）

7 厚生労働大臣は、第四項の申出を受けた場合において、必要があると認めるときは、社会保障審議会の議を経て、千分の六十六から千分の九十一までの範囲内において、第一項の一般保険料率（略）を変更することができる。

⑤「議に付し」

＜立法例＞ 外務公務員法（昭和27年法律第41号）
（政令及び外務省令）

第二十六条 外務大臣は、第十七条第三項及び第二十一条の規定に基く政令案の立案並びに第十条、第十一条、第十四条、第十五条、第十六条第四項及び第二十三条第四項の規定による外務省令の制定又は改廃を行うときは、あらかじめ審議会の議に付し、その意見に基いてこれをしなければならない。

Ⅲ. 国の行政組織の設置根拠の法形式について

1. 一般的な法形式（各省設置法に規定）

- 国の行政組織は、その設置根拠が各省設置法に規定されるのが原則である。
- 現行の社会保険庁については、厚生労働省設置法にその任務、所掌事務及び地方支分部局に関する規定が置かれており、その他、社会保険庁の組織に関する細則は、厚生労働省組織令、厚生労働省組織規則に規定されている。

2. 別法に規定する形式

- 各省の「外局」については、当該組織の職員の職務及び権限や、他の行政機関との調整等に関し、特別な規定を置く必要があるときには、単独の設置法に根拠規定を置く場合がある。
- 単独の設置法に具体的な設置根拠を持つ「外局」の例は、以下の通り。

組織名	設置の根拠法	特別な規定の内容
公安調査庁	公安調査庁設置法	○公安調査官の勤務地及び管轄区域外の職務を規定
海上保安庁	海上保安庁法	○海上保安官等の権限、武器の携帯・使用、関係行政機関との連携を規定
海難審判庁	海難審判法	○海難審判の趣旨、組織、手続、効果等を規定
消防庁	消防組織法	○自治体の役割及び機関(消防本部、消防署等)を含め、消防組織全体を規定
中小企業庁	中小企業庁設置法	○公正取引委員会等の関係行政庁との関係を規定

- また、単独の設置法や関連事業法に具体的な設置根拠を持つ「特別の機関」の例は、以下の通り。

組織名	設置の根拠法
地震調査研究推進本部	地震防災対策特別措置法
中央駐留軍関係離職者等対策協議会	駐留軍関係離職者等臨時措置法
公害対策会議	環境基本法
中央選挙管理会	公職選挙法
日本学士院	日本学士院法
日本ユネスコ国内委員会	ユネスコ活動に関する法律
太平洋広域漁業調整委員会	漁業法
日本海・九州西広域漁業調整委員会	
瀬戸内海広域漁業調整委員会	
検察庁	検察庁法
国税不服審判所	国税通則法
日本政府在外事務所	日本政府在外事務所設置法
小笠原総合事務所	小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律

●厚生労働省設置法（抄）（平成11年法律第97号）

第四章 外局

第一節 設置

第二十五条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、厚生労働省に、社会保険庁を置く。

2 (略)

第二節 社会保険庁

第一款 任務及び所掌事務

(長官)

第二十六条 社会保険庁の長は、社会保険庁長官とする。

(任務)

第二十七条 社会保険庁は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業並びに児童手当事業のうち拠出金の徴収に関する部分を適正に運営することを任務とする。

(所掌事務)

第二十八条 社会保険庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第七十四号（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金の徴収に関する部分に限る。）に掲げる事務、同項第九十四号、第九十五号、第九十八号及び第九十九号に掲げる事業（政府が管掌するものに限る。）の実施に関する事務並びに同項第二百二号及び第九十九号から第一百十一号までに掲げる事務をつかさどる。

第二款 地方支分部局

(地方社会保険事務局)

第二十九条 社会保険庁に、地方支分部局として、政令で定める数の範囲内において、地方社会保険事務局を置く。

2 地方社会保険事務局は、社会保険庁の所掌事務を分掌する。

3 厚生労働大臣は、前項に定める事務のほか、地方社会保険事務局に、厚生労働省の所掌事務のうち医療保険の医療（老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療養及び老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護を含む。）に関する指導及び監督に関する事務並びに社会保険診療報酬支払基金の指導及び監督に関する事務（老人保健関係業務、退職者医療関係業務及び介護保険関係業務に関するものを除く。）を分掌させることができる。

4 地方社会保険事務局は、前項に定める事務については、厚生労働省の内部部局として置かれる局で当該事務を所掌するものの局長の指揮監督を受けるものとする。

5 地方社会保険事務局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

(社会保険事務所)

第三十条 地方社会保険事務局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、社会保険事務所を置く。

2 社会保険事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、厚生労働省令で定める。

●厚生労働省組織令（抄）（平成12年政令第252号）

第二章 外局

第一節 社会保険庁

第一款 特別な職

（次長）

第百五十七条 社会保険庁に、次長一人を置く。

第二款 内部部局

（部の設置）

第百五十八条 社会保険庁に、次の二部を置く。

総務部

運営部

（総務部の所掌事務）

第百五十九条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十六（略）

（運営部の所掌事務）

第百六十条 運営部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六（略）

（社会保険庁の課等の数）

第百六十一条（略）

第三款 施設等機関

（設置）

第百六十二条 社会保険庁に、次の施設等機関を置く。

社会保険大学校

社会保険業務センター

（社会保険大学校）

第百六十三条（略）

（社会保険業務センター）

第百六十四条（略）

第四款 地方支分部局

（地方社会保険事務局の数）

第百六十五条（略）

●厚生労働省組織規則（抄）（平成13年厚生労働省令第1号）

第二章 外局

第一節 社会保険庁

第一款 内部部局

第一目 課の設置等

（総務部に置く課）

第七百九十五条 総務部に、次の四課を置く。

総務課

職員課

経理課

サービス推進課

（総務部各課の所掌事務）

第七百九十六条～第七百九十九条（略）

（運営部に置く課）

第八百条 運営部に、次の三課を置く。

企画課

医療保険課

年金保険課

（運営部各課の所掌事務）

第八百一条～第八百三条（略）

第二目 課の内部組織

第八百四条～第八百八条（略）

第二款 施設等機関

第一目 社会保険大学校

第八百九条～第八百十三条（略）

第二目 社会保険業務センター

第八百十四条～第八百四十七条（略）

第三款 地方支分部局

第八百四十八条～第八百七十五条（略）